事業番号　388

平成２３年行政事業レビューシート　（厚生労働省）

事業名	災害救助費等負担金	担当部局庁	社会・援護局	作成責任者
事業開始・終了（予定）年度	社会・援護局	担当課室	総務課災害救助・救援対策室	古都　賢一
会計区分	一般会計	施策名	Ⅳ－９－２ 災害時の被災者等に対し適切な支援を実施する	
根拠法令（具体的な条項も記載）	・災害救助法第36条 ・武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）第168条第2項	関係する計画、通知等	・災害救助費の国庫負担について ・災害救助費等負担金（国民保護訓練経費）の国庫負担について	
事業の目的（目指す姿を簡潔に。3行程度以内）	（災害救助費） ・災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。 （国民保護訓練経費） ・都道府県知事が国民保護法第42条第1項の規定に基づき、指定行政機関の長等と共同して行う訓練（国民保護訓練）に係る救援の費用について、地方公共団体における武力攻撃事態等への対処能力の向上を図ることを目的とする。			
事業概要（5行程度以内。別添可）	（災害救助費） ・災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して、避難所の設置等の応急救助を実施する。 （1）救助に要する費用は都道府県が支弁 （2）費用が100万円以上となる場合、その額の都道府県の普通税収入見込額の割合に応じ、次により国が負担 ①普通税収入見込額の2/100以下の部分　50/100 ②普通税収入見込額の2/100を超え、4/100以下の部分　80/100 ③普通税収入見込額の4/100を超える部分　90/100 （国民保護訓練経費） ・武力攻撃事態等において、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に行うための救援に係る訓練を実施する。 （1）訓練に係る費用は地方公共団体が支弁 （2）地方公共団体の職員の給料等、国民保護法施行令第51条で定める費用を除き、国が負担（補助率　10/10）			
実施方法	□直接実施　□業務委託等　■補助　□貸付　□その他			

予算額・執行額（単位：百万円）

		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求
予算の状況	当初予算	202	202	202	202	59,082
	補正予算	109	242	30099	412,914	
	繰越し等			101		
	計	311	444	30,402	413,116	59,082
執行額		292	407	30,401		
執行率（%）		94%	92%	100%		

成果目標及び成果実績（アウトカム）

成果指標		単位	20年度	21年度	22年度	目標値（　年度）
災害救助法に基づき、災害に際して地方公共団体等が行った災害救助等に要する費用の一部を国が負担するものであり、成果指標の設定になじまない	成果実績	－	－	－	－	－
	達成度	%	－	－	－	

活動指標及び活動実績（アウトプット）

活動指標		単位	20年度	21年度	22年度	23年度活動見込
災害救助法に基づき、災害に際して地方公共団体等が行った災害救助等に要する費用の一部を国が負担するものであり、成果指標の設定になじまない	活動実績	%	－	－	－	－
	（当初見込み）		－	－	（　－　）	（　－　）

単位当たりコスト	－	算出根拠	－

平成23・24年度予算内訳

費　目	23年度当初予算	24年度要求	主な増減理由
災害救助費	200	59081	東日本大震災復興関連事業（要求58881百万円）
国民保護費	2	2	
計	202	59,082	

事業所管部局による点検			
	評 価	項　　目	特記事項
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	－	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	－	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	－	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	－	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	－	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	－	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	
	－	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	－	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	－	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか	
	－	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	本事業は、災害に際し、現に救助を必要とする者に対し、応急救助を実施するものであることから、コストの削減等の点検にはなじまない。 また救助に当たっては法に基づき、適切に行われている。		

予算監視・効率化チームの所見	
現状通り	**本経費は、予見できない災害の発生に備えた経費であるため、効率化は困難であり、東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費以外にも、引き続き一定の予算額を確保する必要がある。**

上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点（概算要求における反映状況等）

・東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費として約589億円、それ以外の経費として約2億円を要求

補記 （過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）

資金の流れ （資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する）（単位：百万円）	※平成22年度実績を記入 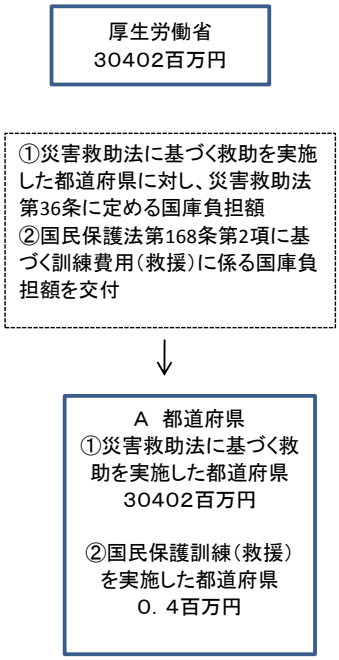

費目・使途
（「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載）

A.福島県

費 目	使 途	金 額（百万円）
物品購入費等	災害救助法に基づく救助（避難所の設置等）及び救援に係る国民保護訓練（炊き出し訓練）	30,402
計		30,402

E.

費 目	使 途	金 額（百万円）
計		0

B.

費 目	使 途	金 額（百万円）
計		0

F.

費 目	使 途	金 額（百万円）
計		0

C.

費 目	使 途	金 額（百万円）
計		0

G.

費 目	使 途	金 額（百万円）
計		0

D.

費 目	使 途	金 額（百万円）
計		0

H.

費 目	使 途	金 額（百万円）
計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 （百万円）	入札者数	落札率
1	福島県	災害救助法に基づく救助（避難所の設置等）	13,173	－	―
2	宮城県	災害救助法に基づく救助（避難所の設置等）	9,450	－	―
3	岩手県	災害救助法に基づく救助（避難所の設置等）	7,477	－	―
4	新潟県	災害救助法に基づく救助（避難所の設置等）	238	－	―
5	鹿児島県	災害救助法に基づく救助（避難所の設置等）	49	－	―
6	山口県	災害救助法に基づく救助（避難所の設置等）	12	－	―
7	広島県	災害救助法に基づく救助（避難所の設置等）	3	－	―
8	茨城県	救援に係る国民保護訓練（炊き出し訓練）	0.4	－	―
9					
10					